

■厚生労働大臣の定める揭示事項

2025 年 5 月 28 日

医療法人社団 西崎内科医院

当院では、患者様に安心して質の高い医療を提供するため、以下の体制を整え、厚生労働省の定める診療報酬制度に基づき、各種加算の届出を行っています。

【医療情報取得加算】

当院は、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「マイナ保険証」や問診票などを通じて、患者様の診療情報を取得・活用し、質の高い医療の提供に努めています。

この体制に基づき、医療情報取得加算を算定しております。

	医療情報取得加算	算定頻度
初診時	1点	
再診時	1点	3カ月に1回
調剤時	1点	12カ月に1回

【明細書発行体制加算】

当院では、医療の透明性と患者様への情報提供を推進するため、領収書発行時に診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。

- 公費負担医療の受給者で自己負担のない方にも、無料で明細書をお渡しします。
- 明細書には、使用された薬剤の名称や実施された検査名等が記載されます。
- 発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

【一般名処方加算】

当院では、後発医薬品の使用促進と、医薬品の安定供給への取り組みの一環として、一般名処方を行う場合があります。

- 一般名処方とは、医薬品の「商品名」ではなく、「有効成分名」で処方箋を発行する方法です。
- 特定の医薬品の供給が不足した際でも、同一成分の薬剤が選択可能となり、必要な医薬品を確保しやすくなります。

【時間外対応加算 1】

当院では、診療時間外においても、患者様の急な体調変化などに対応できるよう、電話等により常時連絡可能な体制を整えております。

- ・ 厚生労働省に届出を行い、「時間外対応加算 1」を算定しております。
- ・ 夜間・休日を含め、緊急時にはご連絡いただければ、医師等が適切に対応いたします。
- ・ 必要に応じて、連携医療機関へのご案内も行っております。

【入院基本料】

当院は、厚生労働省の定める基準に基づき、以下の入院基本料を算定しています。

- ・ 入院病床数：19 床（一般病床）
- ・ 勤務看護師数：日勤 7 名以上、夜勤 1 名以上
- ・ 届出している入院基本料：

■有床診療所入院基本料 1（一般病床）

入院患者様に対しては、医師や看護師が常時対応できる体制を整えております。

入院に関するご質問やご不明な点がございましたら、職員までお気軽にお声がけください。

今後も、医療法人社団 西崎内科医院は、より良い医療の提供に努めてまいります。
皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。